

静岡市教育大綱の構成と今後のスケジュール

1 静岡市教育大綱の構成

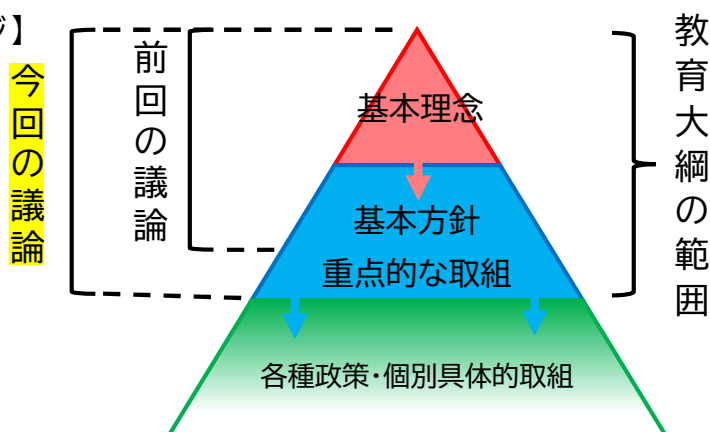
国の計画は、最上位に「2つの理念的なコンセプト」が掲げられており、その直下に「5つの基本的な方針」が定められ、下位に「16の基本施策」が登載されている。

本市の教育大綱においても、国の計画の構成を参酌し、教育行政の最上位概念となる「基本理念」、基本理念を具現化する「基本方針」、基本方針を推進する上で、特に重きを置いて実施していく「重点的な取組」の3層構造で策定し、教育大綱の構成としていく。

本市の教育大綱の対象期間は、以下の理由により、**5年間**とする。(令和6年度から10年度まで)

- (1) 文部科学省局長通知「…長の任期が4年である…国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定」とあること
- (2) 国の次期教育振興基本計画が令和10年6月頃に公表されることに鑑み、市の次期教育大綱においても、その内容を踏まえたものにする必要があること

【教育大綱の構成イメージ】



2 今後のスケジュール

静岡市教育大綱の策定スケジュールは、①～⑤の工程を考えており、令和6年8月の策定・公表及び令和7年度当初予算への計上を進めていく。

R5年度

- ① 静岡市教育大綱の策定着手 (R5.12.6 令和5年度 第1回総合教育会議)
- ② 基本理念・基本方針の策定、重点的な取組の項目抽出 (R6.3.26 令和5年度 第2回総合教育会議)

R6年度(予定)

- ③ 重点的な取組の内容策定・教育大綱(全体)の確認 (R6.5.30 令和6年度 第1回総合教育会議)
- ④ パブリックコメント (R6.6月～7月)
- ⑤ パブリックコメント結果の報告、大綱策定 (R6.8月 令和6年度 第2回総合教育会議)



令和7年度当初予算に反映

1 総括的な基本方針・コンセプト

- (1)2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成
- (2)日本社会に根差したウェルビーイングの向上

2 5つの基本方針

- (1)グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- (2)誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- (3)地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- (4)教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- (5)計画の実効性確保のための基盤整備・対話

3 今後5年間の教育政策の目標と基本施策

目標1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業、実践力の育成

目標2 豊かな心の育成

目標3 健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

目標4 グローバル社会における人材育成

目標5 イノベーションを担う人材育成

目標6 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

目標7 多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

目標8 生涯学び、活躍できる環境整備

目標9 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

目標10 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進

目標11 教育 DX の推進・デジタル人材の育成

目標12 指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化

目標13 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保

目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働

目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保

目標16 各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ

(教育基本法)

第十七条第一項

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

第十七条第二項

地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。